

2016年3月18日

国立大学法人福岡教育大学
学長 寺尾 慎一 殿

福岡教育大学教職員組合
執行委員長 鈴木 浩文



学長職辞職の要求

本組合が救済申し立てを行ってまいりました「福岡教育大学不当労働行為救済申立事件」について、2月9日付けで福岡県労働委員会より法人に対して「命令書」が交付されましたが、貴職は自らの「不当労働行為」を真摯に反省するどころか、中央労働委員会に再審査の申し立てを行うことで、自らの行為を正当化しようとしていることは、社会正義の観点からして到底許されません。

福岡県労働委員会の「命令書」に明らかなように、貴職がこれまで一貫して、自らと意見を異にする者を大学運営の場から排除し、さらには、差別・弾圧を加えるような、独裁的・強権的姿勢で大学運営を行った事実、弁解の余地はありません。このような行為は、今日の民主主義社会において決して認容されるはずはなく、まして自由な知的探究の場としての大学においては、絶対に受け入れられるはずがありません。今回の「不当労働行為」認定は、貴職が、労働者として当然保証されるべき我々の権利を無視し、排除と差別・弾圧を基調とする独裁的な経営によって我々を苦しめてきた事実を、高度な権威を有する公的機関が明確に断罪したものです。

福岡県労働委員会の「命令書」への貴職の対応は、全国の大学関係者はもとより、全国の労働者が注視するところとなっています。在任期間が残り少ないとはいえ、貴職がこれ以上学長職に留まることにより、九州の教員養成の拠点大学としての福岡教育大学の名声は一層傷つき、教職員の働く意欲、ひいては学生の学ぶ意欲にまで深刻な影響を与えかねません。

まずは、大学経営者として、貴職が、教職員に対して行ってきた不適切な言動を誠実に反省することを心から願います。そして、福岡教育大学の労働環境を正常化し、我々教職員が、働きがいのある職場を取り戻せるよう、貴職におかれては、一刻も早く、潔く辞職するよう、ここに強く要求致します。